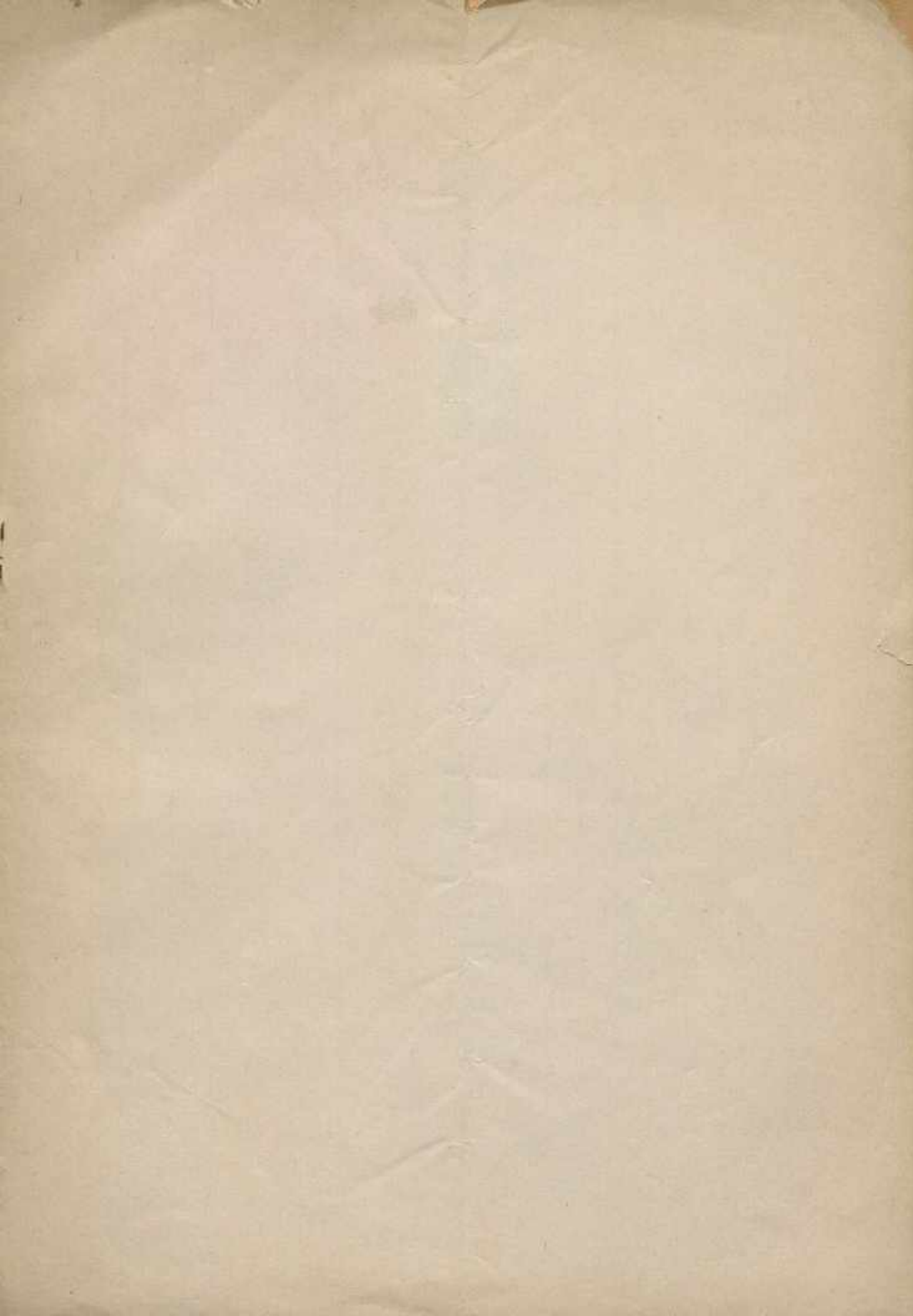


813-6
no. 5
3

年少労働海外資料第二十七号
昭和二十七年十一月

ニューヨーク州における働く年少者の健康保護

労働省婦人少年局



これは、アメリカ合衆国労働児童局の月刊雑誌「*The Child*」の本年四月号に掲載されたもので、原
名は「*For the Health of Working Boys and Girls*」となっているが、本稿は *Rose* 及び *Long* の一求
取児童の体格検査—ニューヨーク市における使用許可証と許可された二、三、四七人の児童の体格検査記録の
分析—という報告書に基いて児童局が作成したものである。

筆者の一人 *Regina K. Stein* はニューヨーク市衛生局児童衛生課の調査及び訓練に同する顧問である
が、前記「求取児童の体格検査」の調査実施時においては、同局中学衛生課長であった。又 *Arthur Long*
はニューヨーク市の労働者補償委員会の主任統計家である。当時はニューヨーク市衛生局に勤務し、中学
衛生課で統計に關する業務を担当していた。

ニューヨーク州における幼く年少者の健康保護

レジン、ケイ、ステイクス
オー、ヴァー、レンズ

ニューヨーク州においては、急激に發育し、生理学的に再調整期にある年少者が就労しやうとする場合には、特別に健康の保護が必要であることが認識されている。

故に、この州の児童労働法によれば、すべて十八才未満が就労しやうとする年少者が、使用許可証の交付を受けるには、他の保護と同様、体格検査を爲さねばならない。この要求は、全日労働十六才以上の年少者のみが合法的に就業出来る（中学卒業者でない場合）——ばかりでなく、放課後又は休暇時の業務（十四才以上の児童は許可される）に對しても適用される。

いうまでもなく、体格検査の意圖は、健康的に年少労働者に適した業務及び現在持つてゐる疾患に悪影響を及ぼさない業務に就労させるにある。

例えは、或る少年が心臓に障害があるのに、雇主と契約した業務は重量物運搬を必要とするものであるとすれば、おそらく検査医は、正規の使用許可証交付の許可を与えないであらう。即ち、この許可証は、少年に不適当な重量物運搬を要する業務の就労を容認することになる（この少年に不適当な業務が、同少年の者に適法であるならば）。なお、児童労働法は特別許可証の発給制限を検査医に付与している。この許可証は、事務所の手務のように、検査医が指定したある取組に限り、当該少年に就業許可を与えるものである。

ひどい病気の少年、少女が、許可証を請求することは極めて稀であるが、求職者の健康状態が非常に悪ければ、検査医は全然使用許可証の発給を認めない。

全日労働（フルタイム）にして、定時労働（パートタイム）にして、正規の許可証を受けてゐる十八才未満の幼く年少者は、業務変更の都度使用許可証を更新しなければならぬが、業務の変更が使用許可証

交付後六ヶ月以上経過して行われた場合には、医師の再検査を要請されている。一九四七年六月以前における本期間是一年であつた。許可証が特別のものである。当該年少労働者は、業務の変更毎に再検査のため出頭しなければならぬし、業務に変更がない場合には、少くとも六ヶ月に一度再検査を受けなければならぬ。

ニューヨーク市における使用許可証交付希望者の体格検査については、市の衛生局が権限を持つてゐる。一労働局が使用許可証を発給している。使用許可証には健康的適性以外に他の要件も含まれている。多年に亘り衛生局の医師は、ニューヨーク市の各所にある許可証発給診療所で体格検査を行つてきたのである。衛生局では、衛生局が中学校生徒に実施する体格検査に許可証発給診療所の体格検査を附加してきたのであつて、このような検査が行われる学校数は一九四六年以後増加している。かくして、検査医は、各求職者の累積的健康記録を容易に入手出来る便宜を得るのである。

衛生局においては、衛生局の医師に業務上児童の支障となる疾患及び年少労働者が或る業務に就労すれば、更に悪化する進行性の疾患について特に注意するよう指示する。医師は児童および両親に児童の就業の延期又は制限の理由を説明すべき義務がある。例えば、片目の児童を検査する医師は、よい方の眼に無害な眼薬に就服するよう充分指導するのである。又、医師は、何故このような方法をとつたかを説明し、将来就労する場合眼の保護が如何に重要であることを明らかにしなければならない。

別紙の特別の記録用紙により、検査医は求職者の疾患を記録する。診断経歴又は検査によつて罹病の事実と認めると、検査医は自分らに基き、すぐに求職者の健康に適する特別許可証を交付する。へこの特別許可証によつて、特別使用許可証が交付される。しかし、検査医が詳細にわたる情報又は助言を求めようとするれば、児童を児童の、りつけの医者又は歯科医若しくは病院に送向ける。このようにして求職者の状態について詳しく知ることが出来る。検査医は当該求職者に必要な知識を受けたら許可証発給診療所に出現するよう話す。そこで許可証発給診療所の医師は正規の使用許可証又は特別使用許可証交付の

許可を所轄機関に与うべきの否かを決定する。

事情によつては、医師は衛生局の健康相談所に児童を紹介する。此処には診察すべく、眼、心臓、肺形（小児の）及び胸に因する専門医がいる。求職者の疾患が以上のどれかであれば、専門医は児童を診察し、どんな注意が必要であり又どんな職業に就取してよいか、といふことを児童に伝える。

衛生局健康相談所、病院又は求職者のかかりつけの医師のいづれで行われたにしろ、診療および助言、許可証発給診療所に送附され、当該求職者が再検査のための出頭した時利用される。

年少労働者の健康増進

数年前衛生局の主催により、筆者等は一九四六年一月―一九四七年一月三十一日の期間において、許可証発給診療所で使用許可証を得るための、最初の体格検査を受けた求職者の記録についてサンプル調査を行つた。一この記録はよくに当る許可証発給診療所から蒐集したものである。中学校及び高等学校で受検した求職者数は含まない。これらの診療所では、労働市場の状況により変化はあるが、毎年八〇、〇〇〇人乃至二〇〇、〇〇〇人の年少者（一四―一七歳）を検査する。

本調査は許可証発給診療所の検査が受検者たる年少者の健康をどの程度保護しているかを見出す意図を携つていたものである。検査によつて光明をもたらされた健康問題の点からすれば、この調査に期待されたことは、年少労働者の健康増進のために採らなければならぬ更に進んだ措置が示唆されるかもしれないといふことである。

次の三問題を念頭におき、記録を分析した。

一、どんな種類の疾患がどれ位発見されたか。

二、発見された疾患について何が為されたか。

三、就労後再検査のため出頭するよう指示された児童で、何人が法律どおり再検査に出頭したか。

二三四七人の求職者の記録を調査したが、そのうち七人は少年であつた。何も書いてなかつた記録が大半を占めていた。少くともこれらの求職者のミラは検査時一六才になつてゐた。

調査した全求職者の八三%は、專門医の意見の聴取の前後を問はず、医師から正規の使用許可証の交付を許可されてゐる。特別許可証は約一四%の求職者に交付され、残りの二五%の者は診察のため差向けられたが、許可証発給診療所に再び出頭しなかつた。疾患のため許可証交付を拒否された求職者はなかつた。

求職者の約一五%は少くとも一種の内科的又は齒科的疾患に罹つてゐた。この調査で明らかになつたような疾患は、医師がその場で特別許可証交付の許可を与えるか又は診察のため年少者を紹介する程ひどいものであつた。三〇八人の求職者は、内科的疾患に罹つてゐた。この中三八人はその上歯も患つてゐた。二つの人の求職者は齒のみであつた。歯の疾患が非常にひどかつたといふことは、医師の口腔検査にも表わされてゐる。即座に治療のための紹介する程なつた。おそらく求職者は殆ど充分治療する余裕がなかつた。多数の歯の齒痛病が発見されたであらう。重い齦骨病に罹つてゐる求職者は殆ど充分治療する余裕がなかつた。治療費をいせがせるために、特別許可証を与えるよりな場合、すぐに治療のための紹介される。約半数の調査対象求職者がこのような措置をうけてゐる。こゝのものは一七%の正規の使用許可証は、求職者が即時歯科治療をうけてから交付されたものである。求職者の一四%のものは治療のための紹介され、その時から受け始めた歯科治療を終了したことゝ考慮されて特別許可証の交付を受けたのである。歯科治療のため差向けられた一九人の求職者は、許可証発給診療所に再び出頭しなかつた。

心臓病にかかつてゐる八人の児童中七二人が使用許可証の交付前に診療のため紹介された。即ち、正規の許可証は、診察後七三人中三三人に許可された。蓋し、この三三人は機械上の診察 (physical examination) を持つてゐたにすぎなかつたのであらう。特別許可証は紹介なく七人に發給され、紹介

後二四人に許可された。診察のため紹介された児童中一六人の者が出頭しなかつた。

視覚障害のある一四人の児童のうち一六%が診察も注意も受けずに特別許可証を許可された。視覚障害の児

重の大体仰の答が殆ど後正規の許可証を受けた。正規の許可証を得た児童は、服薬さへかけたり強ど又は全く検査上の障害のない人であろう。診療のため紹介された児童中一五人は出頭しなかつたが、専門医の助言を求めなかつたに違ひない。

残余の八七人の児童は、その他の疾患に罹つてゐることが分つた。この中には、整形、栄養及び皮膚上の疾患も含まれる。この各グループは全く少数なので、詳細な分析は不可能である。

心臓病の懸念のある児童は言ひまでもなく、その他疾患を持つ児童は特別注意することが望まれる。許可証発給診療所の検査医は、大体罹病児童の七割を越えない範囲で特別許可証を交付した。許可証を交付するに際し、医師は、検査又はそれ以上のテストも診察もせず判断出来る診断経験とにより充分な知識を備へたと確信している。

他の診療所又はほかのつけの医師に紹介された一五五人の罹病求取者の二四人が出頭しなかつた。が、出頭した児童の約半數に正規の許可証を交付した。このように疾患を発見し又は疑同を持つた場合には、診療所の医師は必要以上に慎重である。勿論その児童は疾患を治療するため、すぐさま必要な注意を受けるであらう。診療所の医師の経験をもつ重者の一人は、診療所の医師が疾患に疑同を抱いた場合、慎重であるという傾向を何度も観察した。

医師は児童が禁止されない業務に従事して児童の健康が害くなつたとしても、この場合自分をつた行為は合法的であると思つてゐる。

他の児童がすること出来る能力が自分にあるといふ自信をつける必要のある児童には上の検査は全く無意味である。診療方法に關する診療所の医師の特別訓練によつて、診察のため必要な紹介件数が減少されるであらう。又前記医師の特別訓練は年少労働者の活動に不必要に制限することと少くするものにもなる。前述のごとく検査医は求取者のかかりつけの医師又は保健所その他の診療所に診療又は勧告のため多くの罹病求取者を紹介することは望ましいことであるといふ。しかしながら紹介後一八名の求取者は許可

証を給診療所に再びやつて来なかつた。求職者の中には医師の詳細な勸告を求めた努力をすゝめたりはむし
る学校にもどり或は使用許可証もなく就労した者もあり。その他若くは就労出来る年令になつて、使用
許可証も、医師のもとに行く必要もなくなるまで待つたにちがいない。

この調査実施時期およびそれ以前には、診療のため紹介された後で出頭しない児童を常例的に補導しな
がつた。一九四八年以後は、全日労働を許可されていゝ児童で診療のため紹介されたが、出頭しない者
に対し市教育局視学課が常例的に補導している。出頭しなかつた児童は殆んど特別に医師の診療を受けに
行くよりは学校にもどることを希望しているように視学官は看做している。児童が登校しない場合には、
視学官は児童を説得し、使用許可証を得るに必要な診療をうけに行かせるのを例としている。児童が引続
き登校していれば、医師の診療に関する情報は補導のための学校の保健係に送附される。

特に児童が悪く、かつ学校を卒業してゐる場合には、児童の居住地域の訪問看護婦は児童が充分に治療
を受けてゐるのを見るため児童の家庭を訪問する。

検査は、公衆保健の機能を有する。

この補導は政策上、重要な役割を果している。即ち疾病が発見されても補導されなければ児童の検査目
的は少しも達成されない。

就労しようとする児童の体格検査の目的には二つの面がある。即ち(1)児童が有害業務に就労してゐない
ことを確認する手段および(2)治療しなくてはならない疾患をもつ児童の発見に役立つ公衆保健のケースを発
見の手段。児童が治療を受けなければ、治療を要する児童を発見しても無益である。以上の理由により、
特に罹病児童の補導に重点がおかれてきたのである。特別許可証の発給を許可することは診療所の医師に
再検査のため出頭する児童の病状の大小に關係なく児童が受けうるのを監視することは重要である。補導は
又、特別許可証が発給された場合にも必要である。調査した求職者の一四％に特別許可証を与えてゐる。

合法的に就労するには児童は業務を変更する度に又は少くとも六ヶ月毎に再検査を受けなければならぬ。或る診療所におけるサンブルケースに基くと、この情節はこの診療所に設立したのであるが、特別許可証を受けた五五人の児童中三五人が再検査のため出頭したということである。健康障害をもつ年少者に業務変更の都度又は少くとも六ヶ月毎に再検査を要求する所以のものは、医師に年少労働者の業務が如何に健康に影響を与えてゐるかおおよそ児童が充分な治療をうけてゐるかどうかを見出させるにある。特別許可証によつて仍く年少者を特に調査して、エニール州の労働局が五九人の児童を補導したところ、許可証発給当時それに管内した業務と相違する業務に従事していたことが発見された。現在、児童が再検査のため出頭しない場合には、特別許可証に基き仍く児童が従事してゐる業務の適性を常例的にチェックする方法はない。児童の出頭を確認するため、当該児童の補導に同じ、立派な規定を設けなければならない。このことは言うまでもない。正規の使用許可証により仍いてゐる年少者で再検査に出頭した四一二人中七人が同じ許可証を再交付された。一九人の児童は歯科治療を要するため、正規の許可証は交付されず、特別許可証を發給されたが、僅か七人のみが診察のため紹介されたにすぎない。紹介を受けた一五人中一二人が眼の疾患をもち、一名は心臓病と推定された。診察のため紹介された七人の児童の疾患はいふまでもなく、これらの疾患には、明らかに再検査の應酬たに発見されたものもある。なお、また、専門医の勧告に従つて前回は正規の許可証を交付された児童に特別許可証を發給した診療所の医師が診療に疑問を抱へなければならぬ。児童の健康に異常を認めなければ、医師は再検査の時、再び診察のため紹介すべきであつた。この資料によつて、妥当な結論を下すには不充足であるが、医師は、特別許可証の交付に慎重すべきが、同時に兆候を認める場合、特別に診察のため紹介しないといふところに不注意があることが示唆されてゐる。特別許可証により、仍いてゐる児童で、再検査に出頭した一八八人の年少者中一〇二人に對し、それを再交付した。しかし、紹介なく三六人に正規の使用許可証が交付されてゐる。即ち、正規の許可証を得た者の中一五人は齒以外の疾患をもつていたし、二一人は齒を患つていた。この一五人の腹痛

者のうち、二人に對する最初の特別許可証は心臓病の専門家の勸告により、許可を与えたのである。二人の医師が時期を違えて一人の児童を診察すれば、診断の相違することはある。紹介もせずに、なぜ医師が心臓専門医の勸告に従つて、特別許可証を許可した児童は正規の許可証を交付したか理解に苦しむのである。

健康記録は大切である

札幌がある場合、診察のための紹介しなかつた、と及び再検査の際児童に異常がないとさに診察者の原勸告に従わないことは由々しい問題をひき起す。上記のような事例は、このサンガル調査においてはごく少数であるが、この事例から最初の検査についても同様な誤謬がありそうに思える。もつともこの調査に利用した資料では最初の検査について不明であるが、多忙な診療所一特に夏期使用許可証の需要者が殺到する場合一が慎重にして注意ある診断歴及び検査を行い得ないことはたしかである。診療所では累積健康記録は少しも利用出来ず、年少者は就労出来るように自分の許可証を入手することに汲々としている。札幌市の学校の方が、求職者にもつと充実したサービスが出来るようである。学校においては、学校医は、求職者各人の累積健康記録を持つてゐるし、又医師は時間的に急ぐこともない。使用許可証のための検査が定期体检検査の一部である中学校の経験に照せば、学校の方が求職者によくサービス出来る。ニューヨーク市における一九四八年および一九四九年の再検査のための出頭と比較して、一九四六年―一九四七年についてはその出頭を分析すれば、一九四七年の法律改正によつて情勢に変化が表われている。この改正においては、正規の使用許可証により働いている児童が義務を變更した場合再検査のための出頭しなけばならない期間を一年から六ヶ月に短縮してゐる。特別許可証については、改正されてゐない。

一八四八年及び一九四九年においては正規の使用許可証によつて、尙く児童が、最初の検査を受けてから六ヶ月若しくはそれ以上経て業務を変更する場合には、再検査のため出頭しなければならぬ。が使用許可証を更新するために出頭する児童の割合は、大体一九四六年及び一九四七年の二倍である。許可証の更新者が増加したことは教育局の視学課の職員は云々までもなく診療所の医師にもなださず負担をかけることになる。けれどもこの負担は児童の健康に利益となるものばかりである。最近な一例であるが、本調査の判断が眞実であるとすれば再検査に出頭する児童の約五割は新罹患者であることが想像できるが、検査期間が六ヶ月長いということが児童に少なからず有害であつたとは信ぜべき何らの理由もない。

勸告

利用し得る資料は多くはないがこれらの資料に基き一般に求取者の健康記録を手近にもつ学校検査の方が検査医が診断する場合、誤診が少ないことが分る。

高等学校及び中学校に衛生局の体格検査を拡大増加することによつてニューヨーク市公立学校の全児童に對する許可証発給診療所を排除することが出来るであらう。

我々の意見としては健康な児童に對し最小限再検査を要求するより法律を改正することは衛生局及び学務局の両職員として疾患をもつ児童に更に関心をたかめさせることになる。例えば第一四業務委員の如何に拘らず正規の使用許可証をもつすべての児童の検査を行うことは児童全員に對し補導を確実ならしめる。特別許可証に従ひ、尙く児童に關する法律の現行規定は適當と看做されるが、すべての児童が確實に適切な治療を受けているが又は適宜に就業しているが補導されているがどうか、に重点をおくべきである。一般に、広く公衆衛生は疾患の発見、充分な治療の実施および各個人の監督というように考へられてゐる。我々の児童労働法施行上この原則を適用すれば必ず、尙く児童の健康保護に一段光彩を加えるであらう。

学務局
視学課ニユーヨーク市
健康適性証明に用いる
児童の体格検査表

衛生局

☐ 第1回検査 ☐ 王提許可証
更新☐ 特別許可 ☐ 更新 ☐ 他

児童の姓名

住所

生年月日

学 校 名

通 学 校

所 在 地

ク ラ ス

性 別

人 種

検 査 日

身 長

cm

体 重

kg

視 力

眼 鏡

右

左

右

既往経歴 (赤痢等の病名をエントリし、備考欄に記入して下さい。)

☐ 猩紅熱☐ 心臓病☐ 肺 炎☐ 糖尿病☐ 急性関節リウマチ☐ 結 核☐ 保虫伝染病☐ アレルギー (ぜんそくを含む)☐ 腎臓病☐ 舞蹈病☐ 血管炎又は慢性気管炎☐ 小児麻痺☐ ひきつけ

その他の疾患

病院治療とその原因

冬

有 ☐無 ☐

主な原因

母

有 ☐無 ☐

主な原因

備考

主 種

☐ 全日労働

☐ 定時労働

体 格 査	脈 持	運動前	運動直後	二分間後
-------	-----	-----	------	------

以下の各項に記入せよ。 ○—正常 √ 罹病（備考欄に疾患のすべてについて記述すること。）

1. ☐ 眼

4. ☐ 口腔及び咽喉

7. ☐ 舌（喉を含む）

12. ☐ 腹部

13. ☐ 神経及び筋肉の疾患
強度、難治、機能の障害

2. ☐ 耳

5. ☐ 皮膚

8. ☐ 心臓

11. ☐ 眼瞼又は生殖器

14. ☐ その他

3. ☐ 聴覚

6. ☐ 齒

9. ☐ 肝臓

12. ☐ 整形

備考

診 断 結 果

月 日

前主局が重要視するものは
ナエツク

☐ 心臓

☐ 眼

☐ 整形

☐ その他

☐ 正規許可証 ☐ 特別許可証 ☐ 不許可 ☐ 未決

月 日
 月 日

医師署名
 医 師 署 名

許可証発行診療所
 許可証発行診療所又は相談所

教育費
 税 規 費

二六一ヨーク市
 健康適性証明に用いる
 児童の体格検査表

☐ 第ノ回検査 ☐ 正規許可証受新
☐ 特別許可証 ☐ その他

児 童 の 姓 名		住 所		生 年 月 日	
姓	給 診 療 所	通 学 校	所	在	地
		衣 類 を 除 く、		裸	眼
		CML		眼	鏡
検査	日	身長	体	重	視 力
					右 左
					右 左

以上の如く私は上記氏名の求職者を検査し、当該求職者は、健康且つ发育正常であるので健康上正
 規の雇用に適合すること又は特別の雇用に適合するものであることを証明する。

A ☐ 正規の許可証

B ☐ 特別の許可業務に限り

制限事由

規定の番号のみ記入

備考

本表は、使用許可証
として、あつては、

検査官署名

